

画像データ化されたみなし不動産登記簿等を用いた謄抄本交付事務等の取扱いについて (お知らせ)

松山地方法務局では、みなし不動産登記簿等^{※注}の画像データ化を実施し、当該画像データを謄抄本の交付事務等に利用することができるようになりました。

これによって、みなし不動産登記簿等の謄抄本の作成及び閲覧の取扱いが、次のとおり変更になりますのでお知らせします。

- 1 取扱開始日 平成27年4月1日(水)から
- 2 取扱開始庁 松山地方法務局管内の各庁
- 3 みなし不動産登記簿等の謄抄本作成の取扱いの変更点
画像データ化されたみなし不動産登記簿等(みなし不動産登記簿等電子情報)を、A3判又はA4判の普通紙に等倍又は縮小印刷し、登記官の証明文を付して、ステープルとじ及びせん孔処理などをしてお渡しします。
財団等の登記簿の図面などで、縮小印刷された場合に不鮮明であることが想定されるときは、あらかじめ申出をお願いします。等倍印刷又は従来の謄抄本等の作成を行います。
- 4 みなし不動産登記簿等の閲覧の取扱いの変更点
従来の閲覧に代えて、A3判又はA4判の普通紙に等倍又は縮小印刷したものをお渡しします(証明文はありません。)。お持ち帰りいただくことができます。
- 5 御利用手数料
みなし不動産登記簿等の謄抄本 1通50枚まで600円
みなし不動産登記簿等の閲覧 1筆450円
- 6 その他
 - (1) みなし不動産登記簿等の謄抄本及び閲覧については、登記情報提供サービス、オンライン請求及び登記情報交換サービスによる御利用はできません。
 - (2) 適時にみなし不動産登記簿等電子情報を用いて謄抄本の作成又は閲覧に供することができない場合には、従来の取扱いによるものとなります。
 - (3) 閉鎖登記簿については、従前の取扱いから変更はありません。
 - (4) 御不明な点は、職員にお尋ねください。

注:「みなし不動産登記簿等」とは

立木、工場財団(工場抵当法第3条目録を含む。)、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、観光施設財団、道路交通事業財団、船舶及び製造中の船舶、農業用動産抵当、建設機械、鉱害賠償登録、自動車交通事業財団並びに夫婦財産契約に関する登記簿、目録、図面、信託目録並びに共同担保目録(土地・建物に係る信託目録及び共同担保目録を除く。)並びに電子情報処理組織による取扱いに適合しない土地の登記簿をいいます。

平成27年3月31日

松山地方法務局